

縦覧される方へ

1 縦覧期間及び時間

令和4年4月1日（金）から令和3年5月31日（火）まで

※平日のみ 午前8時30分から午後5時まで

2 対象者（縦覧できる方）

名護市内に土地・家屋を所有する固定資産税の納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、相続人、委任状等持参の代理人に限ります。

※ 固定資産税が非課税である土地・家屋の所有者、免税点未満の土地や家屋の所有者は、縦覧できません。

※ 土地・家屋どちらか一方の納税者は、その縦覧帳簿のみ縦覧できます。

※ 賦課期日以後の新所有者は、縦覧できません。

3 持ち物（対象者の本人確認をします）

- (1) 納税者本人：本人確認書類（運転免許証等）
- (2) 同居の親族：本人確認書類
- (3) 納税管理人：納税通知書・課税明細書等、納税管理人の本人確認書類
- (4) 相続人：納税者との関係を示す戸籍謄本等、相続人の本人確認書類
- (5) 代理人：納税者からの委任状、納税通知書・課税明細書等、代理人の本人確認書類

4 注意事項

- (1) 縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較できるようにするためのものであり、それ以外の目的では縦覧できません。
- (2) 縦覧場所においては静粛にし、他の者に迷惑又は不快感を及ぼすような行為をしないでください。
- (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿は、簿冊から帳票を取り出さず、指定の場所で御覧ください。
- (4) 御本人が所有する土地や家屋以外の土地や家屋の評価内容の詳細については、御説明することはできません。
- (5) コピーや写真撮影はできません。メモをとることは可能です。

縦覧帳簿は他人の資産に関する情報であり、納税者が自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較できるようにするため縦覧期間中に限って開示されるものであること、また、比較できる範囲を同一市内の納税者に限る等その目的を図るために必要最低限度の範囲に留められること等を考慮した結果、本市では対応しないこととしています。